

随意契約理由書

1 案件名称

中央区役所昇降機設備修繕工事

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

上記業者は、当該設備を納入した製造業者系の保守点検業者である。同業者は、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である。

市民利用施設等には、昇降機の利用が不可欠であり、保守点検業者以外の者が作業すると不具合等不測による重大なトラブルが発生した際に責任の所在が不明瞭になる可能性がある。よって、上記業者が当該設備を安全かつ適正な状態を確保できる唯一の業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号 06-6267-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

中央区役所庁舎にかかる区役所 1 階多目的便所詰まり修繕工事

2 契約の相手方

日本カルミック株式会社

3 随意契約理由

区役所 1 階多目的便所の個室内で汚水の漏水が発生し、職員により応急処置を行うも、止水することができず、ほぼ同時に、隣接する他の便所からも汚水の漏水が発生した。

そのため原因は「便器の詰まり」ではなく、「配管の詰まり」である可能性が高いと考えられる。

詰まっている箇所によっては、影響範囲が広範囲に及ぶ可能性があるが、調査しなければ、場所の特定は困難であり、被害拡大防止のため、調査終了まで使用禁止範囲を広範囲に設定せざるを得ない。

また、当該便所、及び隣接する便所は、施設内で一番利用率が高く、長期間使用禁止にすることが難しい。

今後、さらに漏水が発生し、地下 1 階の駐車場へ漏水が及ぶと、利用車両に対して二次被害が発生する可能性があること、二次被害防止のために、使用禁止範囲を広範囲に設定することは、利用者への影響が大きく困難であるため、緊急で修繕する必要がある。

そこで、平成 27 年度及び平成 28 年度に同様の修繕工事の実績があり、かつ、今回の作業に対して即日対応が可能である上記業者を契約相手方として随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号 06-6267-9625）